

衆議院内閣委員会ニュース

【第 208 回国会】令和 4 年 3 月 23 日（水）、第 11 回の委員会が開かれました。

- 1 ①経済施策を一體的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律案（内閣提出第 37 号）
②経済安全保障に関する諸施策の実効的かつ総合的な推進に関する法律案（足立康史君外 2 名提出、衆法第 10 号）
 - ・小林国務大臣、大野内閣府副大臣、細田経済産業副大臣、藤原財務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行いました。
 - ・参考人から意見を聴取することに協議決定しました。
（質疑者）山田賢司君（自民）、杉田水脈君（自民）、和田義明君（自民）、國重徹君（公明）、本庄知史君（立民）、大串博志君（立民）、櫻井周君（立民）、青柳仁士君（維新）、阿部司君（維新）、足立康史君（維新）、鈴木敦君（国民）、塩川鉄也君（共産）、緒方林太郎君（有志）

（質疑者及び主な質疑事項）

山田賢司君（自民）

内閣提出法律案

- ア 4つの柱を重要な施策として制度整備を行う理由
- イ 政府の資料等において「自立性」ではなく「自律性」を使用する理由
- ウ 安定供給確保支援法人による支援策である助成金交付についての制度概要及び予算規模
- エ 特定社会基盤役務を提供する事業者間の負担の公平性
- オ 重要技術の開発支援に係る新たな人材養成施策
- カ 特許出願の非公開に関する制度
 - a 重要な軍事産業に係る技術でも、特許出願により出願内容を公開される現行制度に対する見解
 - b 非公開制度について、補償ではなく政府による使用料の支払い等により国内で技術を活用する必要性
- キ 国産品の安定調達及び供給のため、国産品の消費拡大に取り組む必要性
- ク 国際ルール形成について日本が主導的に関わる必要性

杉田水脈君（自民）

内閣提出法律案

- ア 基幹インフラの対象事業に港湾が含まれていない理由
- イ 本法律案の対象範囲に発電所等も含まれることの確認
- ウ 主務大臣が指定する規制の対象は、国内資本の事業者に限られるかの確認
- エ 経済安全保障の観点から見る原子力発電所の再稼働についての政府の見解
- オ 人権デューデリジェンス規定の検討過程において重視する点
- カ 我が国のインテリジェンス機関の体制の現状
- キ 特定重要技術の見定めが可能な幅広い人材の確保策
- ク 特許出願の非公開に関する第一次審査及び第二次審査において、公にすることにより国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれ大きい発明とする判断基準
- ケ セキュリティクリアランス制度を導入できない理由及び今後の検討状況

和田義明君（自民）

内閣提出法律案

- ア 我が国の戦略的自律性の確保に向けた小林国務大臣の覚悟及び特に注力すべき分野の具体例
- イ エネルギー供給の逼迫化及び原料価格の高騰を踏まえて原子力政策及び原子力規制委員会の在り方を見直す必要性
- ウ 我が国の戦略的不可欠性を確立する方法及びセキュリティクリアランスの導入に関する考え方
- エ 重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律（以下「重要土地等調査法」という。）に基づき、国益に直結する土地を守る方法
- オ 第1条の「経済活動に関して行われる国家及び国民の安全を害する行為」の具体的内容

國重徹君（公明）

内閣提出法律案

- ア 安全保障の観点から経済活動の自由を規制する本法律案の基本的な考え方
- イ 特定社会基盤役務の安定的な提供の確保
 - a 特定社会基盤役務基本指針で定める基本的な方向及び特定社会基盤事業者その他の関係者との連携に関する事項の内容
 - b 同基本指針で定める特定社会基盤事業者の指定に関する具体的な内容
 - c bを基に主務省令で定められる具体的な内容
 - d 中小規模の事業者が特定社会基盤事業者に指定される可能性
 - e 事業者の事業規模の拡大により特定社会基盤事業者に指定され、若しくは事業規模の縮小により特定社会基盤事業者の指定が解除される可能性
 - f 特定社会基盤事業者が保有する特定重要設備として想定される具体的な設備
 - g 事業者から届け出られた導入等計画書の事前審査の結果、事業者に対して勧告を行う具体的な場合及び同基本指針で定める事業者に対する勧告及び命令に関する具体的な内容
 - h 本法施行前に導入した設備に対して本法を遡及適用しないことの確認
 - i 不正に機能が埋め込まれていることに事業者が気付かないまま設備を導入していた場合の対応策
 - j 本法施行後に設備の入替えを勧告される可能性及び勧告された場合に設備の入替えに係る費用を補償する必要性
- ウ 特定重要物資の安定的な供給の確保
 - a 安定供給確保基本指針で定める特定重要物資の指定に関する事項の内容
 - b 同基本指針に基づき政令で同物資に指定されることが想定される物資の具体的な内容
 - c 行き過ぎた国内調達や国内誘致に伴う我が国の供給網の脆弱化に対する懸念
 - d 生産している部品が特定重要物資に使用されていることを認識していない事業者や、将来的に特定重要物資の原材料に使用される可能性のある物資を生産する事業者も本法に基づく調査の対象となる可能性
 - e 広範な調査対象を有し、かつ罰則規定も置かれている他の法令の有無
 - f 調査に対する事業者の応答拒否に対して罰則規定を置かないことの妥当性
 - g 不測の事態が発生した際の特定重要物資の供給体制
- エ 民生分野で広く用いられる技術を非公開とすることと、経済活動やイノベーションとのバランスの取り方
- オ 本法律案で想定されている特定重要技術の具体的な内容

本庄知史君（立民）

- (1) 藤井前経済安全保障法制準備室長の非違行為について、内閣提出法律案に関する情報漏えいの有無
- (2) 内閣提出法律案

- ア 経済安全保障法制に関する有識者会議における外部の者からのヒアリングの実施の有無
- イ 本法律案の作成に当たりオフィシャルな形で幅広く意見聴取を行うことが必要だったとの指摘に対する見解
- ウ 重要な問題を法律ではなく基本方針、基本指針及び政省令に委任することについての問題点の指摘に対する大臣の見解
- エ 経済安全保障の定義を本法律案に明記しない理由
- オ 第5条の規制措置の実施に当たっての留意事項について、安全保障を確保するために合理的に必要なと認められる限度ではなく、必要最小限とする必要性
- カ 合理的な規制措置かどうかを事後的に検証する仕組みの有無
- キ 基本方針に定める規制措置の実施についての基本的な考え方
- ク 基本方針の骨格をより具体的に本法律案に記載する必要性
- ケ サプライチェーンの強靱化の方向性について的小林国務大臣の見解
- コ 第7条の特定重要物資の指定について、外部に依存するおそれという要件が漠然とした記述だとの指摘に対する小林国務大臣の見解
- サ 特定重要物資の例示
- シ 第31条第1項の安定供給確保支援法人について、想定している法人及び選定基準
- ス 特定社会基盤事業の基準について的小林国務大臣の見解
- セ 第55条の勧告及び命令の発動要件並びに内容について政府の裁量が大きいとの指摘に対する小林国務大臣の見解

大串博志君（立民）

藤井前経済安全保障法制準備室長の懲戒処分

- ア 情報漏えいが確認されなかったという調査結果に関して、室田政府参考人の答弁で「現時点では」との留保が付いた理由
- イ 藤井氏と國分多摩大学ルール形成戦略研究所長の本メール以外でのやり取りの有無及び内容についての調査結果
- ウ 令和元年の秋以降、防衛省の主な契約相手方がEYに変わった背景
- エ 内藤政府参考人が指摘した防衛調達の仕事の変更とは、報道のあった応札企業の資本や国籍等の報告の義務付けを指すかの確認
- オ 当時防衛装備庁の審議官であった藤井氏のエの政策変更への関与の有無
- カ 藤井氏が國分氏に送ったメールの件名の「架電の件」の内容
- キ 「投資家と企業の対話ガイドライン」のパブリックコメントに寄せられた多摩大学ルール形成戦略研究所からの意見を不採用としたかの確認
- ク 報道のあった中国政府の影響が強いと見られる企業が関わったことを受けて防衛省が停止した将来戦闘機の調査研究は、デロイトトーマツとの契約によるものかの確認
- ケ 公安調査庁経済安全保障関連調査アドバイザー（以下「アドバイザー職」という。）の有無及び内容
- コ 公安調査庁にアドバイザー職があり、それを國分氏に委託しているのかの確認
- サ 國分氏への委託に当たって一般競争入札を行ったかの確認
- シ 國分氏への委託は財務省の了解を得た上で随意契約を基に行っているかの確認
- ス 國分氏への委託は事実上様々な有識者から意見聴取するうちのひとつであるかの確認
- セ 國分氏以外の有識者はアドバイザー職を名づけているかの確認
- ソ 國分氏がアドバイザー職を名づけることを公安調査庁が許可したかの確認
- タ アドバイザー職を名づけることを提案したのが國分氏か公安調査庁かの確認
- チ 國分氏がアドバイザー職を名づけることを提案したことの確認

ツ 國分氏が藤井氏へ送信したメールにおける「良い仕込み」について、不適切な「良い仕込み」がなかったことを小林国務大臣が国民にどのように説明するか確認

テ 藤井氏が講演を行った会社との間で不適切なことがなかったか調査したか確認及び調査結果が調査報告書に記載されているか確認

櫻井周君（立民）

内閣提出法律案における特許出願の非公開に関する制度

ア 制度の目的

イ 特許出願非公開基本指針の案を作成する際に、安全保障に係る経済施策の専門家だけでなく、特許制度の専門家等の意見も聴く必要性

ウ 特許庁が特許出願を受けた場合において、保全審査のため内閣総理大臣に送付する際の基準

エ ウの送付の実施体制及び財源

オ 保全審査のためのコンピュータシステムの内容及び導入の財源

カ 保全審査に付されている間、出願審査の請求を行えるか確認及び出願審査が行われる場合、拒絶理由の通知が行われ得るか確認

キ カの出願審査について特許査定が行われる場合、出願人があらかじめその可能性を把握できるか確認

ク 内閣総理大臣による保全審査や保全指定に係る出願人の手続を弁理士が代行できるか確認

ケ 弁理士法を改正しクの手続を弁理士が代行できると法律上明確にする必要性

コ 保全指定が行われる場合、保全対象発明の部分が出願人に示されること及び保全対象発明以外の部分について特許査定を受けることが可能であること確認

サ 保全対象発明となり得る発明の内容の通知後、保全指定前に出願人が特許出願を取り下げることの可否及び当該発明の内容の公開が制限されないことに対する懸念

シ 保全対象発明について、当該発明に関する助成金、共同研究の仕組み等を作る必要性

ス 保全指定が行われ外国出願ができなくなった場合、外国で特許を取得して得られたであろう利益について補償されるか確認

セ スの場合、外国出願の準備にかかった費用が補償されるか確認

ソ 外国出願の禁止に関する事前確認について外国出願は義務付けられるか確認及び出願済みの国内出願についても事前確認が可能か確認

タ 弁理士が外国出願の禁止に関する事前確認に係る出願人の手続を代行できるか確認

チ 保全対象発明の損失の補償の計算方法及び補償を受けようとする出願人の請求の期限

ツ 損失の補償の財源

テ 損失の補償の財源が特許特別会計となる可能性

ト 外国出願の禁止に関する事前確認とは別に、研究の前段階からきめ細かく相談できる窓口を設ける必要性

青柳仁士君（維新）

内閣提出法律案

ア 国民の生命及び財産を守る安全保障の一環としての経済安全保障のビジョン

イ 小林国務大臣が考える経済安全保障の定義

ウ 対象となる物資、役務、技術等の選定に当たり恣意的な判断の余地がない運用を実現するための小林国務大臣の決意

エ サプライチェーンの状況に関する調査

ア 事業者が調査を拒否した場合に罰則を適用する必要性

- b 調査において事業者に対し情報提供を求める目的
- c 罰則を適用しないことで調査拒否又は虚偽情報の提供が生じ、サプライチェーンの実相が見えてこないことへの懸念
- d 調査拒否に対し罰則を適用しない法令の例示として経済安全保障の観点とは異なる流通関係の法令を挙げたことに対する懸念

阿部司君（維新）

内閣提出法律案

- ア 国益維持のために必要な他国との関係の構築方法
- イ サプライチェーンの強化
 - a サプライチェーンの現状及びリスクの把握状況
 - b 実質的に政府介入となることに伴う民間企業のコスト増及びコスト転嫁に対する考え方
- ウ 基幹インフラ
 - a データセンター及びクラウドサービスを対象とする必要性
 - b デジタル通貨が対象となるかの確認
- エ ロシアに対するSWIFTからの排除を含む金融制裁の効果
- オ 中国が進めるデジタル人民元の拡大により危惧される事態
- カ 日本における中央銀行デジタル通貨（CBDC）の取組、現状及び考え方
- キ 先端技術研究の開発支援のため、中国の千人計画に対抗するプログラムを設ける必要性
- ク 国際標準化への戦略に関する記載がない理由並びに我が国の不可欠性及び自律性を高めていくための国際標準化の推進に向けた政府の取組方針

足立康史君（維新）

- (1) サプライチェーンの調査に対する報告又は資料の提出の求めへの事業者の応答
 - ア 罰則付きの義務ではなく、努力義務を規定することとした経緯
 - イ 内閣提出法律案の作成過程において、罰則を検討した事実の有無
- (2) スパイ防止法
 - ア いわゆるスパイ防止法を制定する必要性
 - イ これまでにスパイ防止法が成立していない理由
- (3) 原子力発電所に係る特定重大事故等対処施設の経過措置
 - ア 特定重大事故等対処施設の設置を、原子力発電所本体施設の工事計画認可日から5年経過するまでに行うものとする経過措置を見直す必要性
 - イ 原子力規制委員会においてアの経過措置の見直しを検討する必要性

鈴木敦君（国民）

内閣提出法律案

- ア 特定重要物資
 - a 特定重要物資として想定される具体的内容
 - b 安定供給確保を図るためには、政府が率先して備蓄等の措置を講じる必要性
 - c 備蓄等の計画がないものに対する今後の検討方針
- イ 特定社会基盤事業者
 - a 対象とする鉄道事業者を第一種鉄道事業者に限定した理由
 - b 本法律案の対象とならない第二種・第三種鉄道事業者について、所管省庁に設置する窓口にお

- ける情報提供だけでなく、何らかの手当てを講じる必要性
- ウ 先端的な重要技術の開発支援
 - a 協議会の構成員に対する守秘義務の有無
 - b 第 62 条第 7 項において協議会の「構成員」ではなく「事務に従事する者又は従事していた者」と規定した理由
 - エ 特許出願の非公開に関する制度
 - a 特許出願の状況
 - b スクリーニングにより漏れるものが生じる懸念
 - c 第一次審査の段階から防衛省等の専門家の協力を得る必要性

塩川鉄也君（共産）

(1) 内閣提出法律案

- ア 外部から行われる行為により国家及び国民の安全を損なう事態
 - a 「外部」の定義
 - b 「外部から行われる行為」に災害、感染症及び気候危機が含まれないことの確認
- イ 政省令への委任
 - a 委任規定の箇所数
 - b 委任された政省令の規定についての考え方を示す必要性
 - c 本法律案における国会関与の仕組み
 - d 政省令への委任が多く国会関与の仕組みがほとんどない本法律案は政府への白紙委任ではないかとの指摘に対する小林国務大臣の見解
- ウ 国家安全保障局
 - a 国家安全保障局経済班の役割
 - b 国家安全保障局が外交政策、防衛政策及び経済政策を一体的に推進することの確認
 - c b についての本法律案による改正前後の違い
 - d 経済安全保障政策における国家安全保障局と内閣府との関係
 - e 本法律案により国家安全保障局が経済安全保障全般の企画調整を行い、内閣府が本法律案の範囲内での企画調整及び本法律案に基づく個別事務を行うことになることの確認
 - f e の業務を担う内閣府の組織は経済安全保障法制準備室が衣替えしたものとなることの確認
 - g 国家安全保障局が所掌する重要土地等調査法に基づく企画調整事務の本法律案による改正後の扱い
 - h 重要土地等調査法に経済安全保障の側面があることの確認

(2) 藤井前経済安全保障法制準備室長の懲戒処分

- ア 藤井氏が関わりのある企業に関する国家安全保障局への立入申請許可証 5 枚のそれぞれの訪問者
- イ アの立入申請許可証に係る 2 社のうちに日立製作所が含まれているかの確認
- ウ アの立入申請許可証のうち 4 枚が日立製作所社員の国家安全保障局への立入りに係るものであるかの確認
- エ 国家安全保障局に頻繁に特定企業が来訪する可能性
- オ 日立製作所社員が国家安全保障局に 2 か月間で 4 回来訪した理由

(3) 内閣提出法律案における特定重要物資の安定的な供給の確保

- a 特定重要物資に食料、衣服及びエネルギーが含まれる可能性
- b 供給確保計画に取引先企業の情報を記載するかの確認
- c b の取引先企業の情報は取組の実施体制（第 9 条第 3 項第 4 号）として記載するのか調達及び供給又は使用の現状（同項第 8 号）として記載するかの確認
- d 企業秘密とされていたサプライチェーンを政府に報告することに対する懸念についての小林国

務大臣の見解

緒方林太郎君（有志）

内閣提出法律案

- ア 経済安全保障の定義
 - a 小林国務大臣が経済安全保障を担当すること及び本法律案が経済安全保障を推進するための法律案であることの確認
 - b 経済安全保障の定義を具体的に示す必要性
 - c 藤井前経済安全保障法制準備室長の不祥事は経済安全保障の定義が曖昧であることに起因するとの指摘に対する小林国務大臣の見解
- イ 本法律案に盛り込まれた4項目（特定重要物資の安定的な供給の確保、特定社会基盤役務の安定的な提供の確保、特定重要技術の開発支援及び特許出願の非公開）
 - a 4項目が選ばれた理由
 - b 4項目より外国為替及び外国貿易法に基づく輸出入規制の発動要件に人権侵害を織り込むことの方が優先順位が高いとの指摘に対する小林国務大臣の見解
- ウ 特定重要物資の安定的な供給の確保
 - a 特定重要物資の指定後も内閣官房や内閣府が関与する必要性
 - b 「主務大臣」に全ての国務大臣が含まれ得ることの確認